

## 名誉会長、顧問、相談役及び参与の選考基準

### (目的)

第1条 この選考基準は、特定非営利活動法人福生市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第20条1項に基づき、名誉会長、顧問、相談役及び参与となる資格を定めることを目的とする。

### (名誉会長選考基準)

第1条 名誉会長は、本会の会長経験者に該当する者であることを要する。

### (顧問選考基準)

第2条 顧問は、1から6のいずれかに該当する者であることを要する。

- 1 学識経験者
- 2 国会議員経験者
- 3 都議会議員経験者
- 4 福生市議会議長経験者
- 5 福生市教育委員会教育長経験者
- 6 福生市町会長協議会会長経験者

### (相談役選考基準)

第3条 相談役は、1から3のいずれかに該当する者であることを要する。

- 1 学識経験者
- 2 本会会長経験者
- 3 市担当課長経験者
- 4 事務局長経験者

### (参与選考基準)

第4条 参与は、1から4のいずれかに該当する者であることを要する。

- 1 学識経験者
- 2 副会長経験者
- 3 市担当課長経験者
- 4 事務局長経験者

### (選任等)

第5条 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、会長が推薦し、理事会の承認を得るものとする。

### (職務)

第6条 定款第20条2項に基づき、職務を遂行するものとする。

(任期)

第7条 名誉会長、顧問、相談役及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第8条 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、その任に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他その任にふさわしくない行為があったとき。

附則 この選考基準は、平成8年4月1日より施行する  
平成8年4月9日 理事会承認（理事会決議第2号）

附則 この選考基準は、一部訂正し、平成18年4月1日より施行する  
平成18年4月22日 理事会承認

附則 この選考基準は、令和6年4月1日より施行する  
本会の名称変更（福生市スポーツ協会）に伴う変更

## 専門委員会の構成人員に関する基準

特定非営利活動法人福生市スポーツ協会定款第47条の各専門委員会の構成人員は、下表の通りとする。

各委員会の委員長は、会長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

また、委員は体協理事（会長を除く三役及び加盟団体理事）および委員長委嘱者が担当する。

専門委員会	構成役員の種類		人数 (人)	付託事項
総務委員会	委員長	会長が指名	1	① 企画、総合計画及び将来構想 ② 財務に関する事項 ③ 賛助会員に関する事項 ④ 外部団体・機関との渉外事項 ⑤ 定款及び規程等の整備 ⑥ 他専門委員会に属さない事項
	副委員長	委員長が指名	1	
	委員	体協理事	若干名	
	委員	委員長委嘱者	若干名	
事業委員会	委員長	会長が指名	1	
	副委員長	委員長が指名	1	
	委員	体協理事	若干名	
	委員	委員長委嘱者	若干名	
広報委員会	委員長	会長が指名	1	① 広報活動に関する事項 ② その他、各メディアへの対応に関する事項
	副委員長	委員長が指名	1	
	委員	体協理事	若干名	
	委員	委員長委嘱者	若干名	

附則 この理事会議決事項 第3号は平成8年4月1日より施行する

平成8年4月9日 理事会承認

附則 一部改正し、平成10年4月1日より施行する

平成10年4月1日 理事会承認

附則 一部改正し、平成16年4月1日より施行する

平成16年4月24日 理事会承認

附則 この基準は、令和6年4月1日より施行する

本会の名称変更（福生市スポーツ協会）に伴い一部改正

## 福生市スポーツ協会広報誌発行規程

第1条 福生市スポーツ協会定款第63条に基づき、特定非営利活動法人福生市スポーツ協会広報誌（以下「広報誌」という）を発行する。

第2条 広報誌に掲載する事項は次の通りとする。

- (1) 福生市スポーツ協会運営の動向を示す事項
- (2) 福生市スポーツ協会の施策・事業など市民への周知に関する事項
- (3) 加盟団体の施策・事業など市民への周知に関する事項
- (4) その他必要な事項

第3条 広報誌は原則年2回発行し、発行責任者は福生市スポーツ協会会長とする。

第4条 広報誌は無料で配布する。

第5条 広報誌に掲載すべき事項の原稿は、原稿締切日までに広報委員会に提出するものとする。広報委員会は、校正・繰延又は分割掲載を行うことができる。

第6条 この規程の執行に関して必要な事項は別に定める。

附則 この理事会議決事項 第4号は平成8年10月1日より施行する  
平成8年10月13日 理事会承認

附則 この附則は、令和6年4月1日より施行する  
本会の名称変更（福生市スポーツ協会）に伴う変更

## 福生市スポーツ協会への入会にかかわる認定基準

(目的)

第1条 この基準は、特定非営利活動法人福生市スポーツ協会（以下本会という）定款第7条に定める本会への入会について、必要事項を定めることを目的とする。

(入会申込み団体の資格)

第2条 本会に入会しようとしている団体は、次の資格を備えるものとする。

- (1) 団体の事務所は、福生市内に存在すること。
- (2) 市民のスポーツ活動の普及事業及び研修事業を実施し、その活動が期待できるもの。
- (3) 結成後2年以上経過したもの。
- (4) 団体としての組織、運営がなされていること。
- (5) 福生市民をその主たる対象として構成されたスポーツ団体であること。
- (6) 団体の構成員が20名以上、あるいはチーム数が5以上の団体であること。
- (7) 宗教活動、政治活動または営利活動を目的としないこと。
- (8) 次の各項目を備え、且つ、確実なものであること。
  - ・ 規約を有すること。
  - ・ 意思決定、執行及び代表する機関が確立されていること。
  - ・ 自ら経理、監督する等、会計機関を有すること。
  - ・ 年間を通じて、継続的且つ計画的な事業を有すること。

(入会申請手続き)

第3条 本会へ入会しようとする団体は、別表1に定める「特定非営利活動法人福生市スポーツ協会入会申請書」（以下申請書という）を本会会長へ提出すること。

- 2 本会会長は、前号に定める申請書を受理したとき、常務理事会の承認を経て仮入会団体にすることができる。
- 3 前号の規程により、常務理事会が仮入会団体と認めた場合は、直近の理事会に報告しなければならない。
- 4 仮入会団体は、次の事項を守らなければならない。
  - ・ 賛助団体会員となること。
  - ・ 本会の定款を守ること。
  - ・ 本加盟後、理事および社員各1名を選出すること。

第4条 仮入会団体の代表者は、仮入会団体となってから、承認の可否を審議する理事会までの期間の事業実績書、当該年度の事業計画書及び収支予算書等を本会会長に提出しなければならない。

- 2 前号の書類を受けた本会会長は、仮入会団体となってから少なくとも1年を経過したのち、直近の理事会に入会承認の可否をはからなければならない。

附則 この理事会議決事項 第5号は平成8年10月1日より施行する  
平成8年10月26日 理事会承認

附則 1部訂正し、平成18年4月1日より施行する  
平成18年う月22日 理事会承認

附則 この認定基準は、令和6年4月1日より施行する  
本会の名称変更（福生市スポーツ協会）に伴い一部訂正

特定非営利活動法人福生市スポーツ協会入会申請書

令和 年 月 日

特定非営利活動法人福生市スポーツ協会会長殿

団体名

代表者名

印

今般、私ども（ ）は、福生市スポーツ協会への定款にもとづき入会したいので、下記関係書類を添付して申請いたします。

記

1. 団体名、事務所所在地  
役員名簿（役職、氏名、住所及び電話番号を明記の事）  
構成員名簿（氏名、住所及び電話番号を明記の事）
2. 規約
3. 事業、決算報告書、事業計画案及び予算書案
4. その他加盟審議に参考となる書類

以上

## 福生市スポーツ協会賛助会員に関する基準

### (目的)

第1条 本基準は、福生市スポーツ協会定款第6条の賛助会員（以下「会員」という）から収納される賛助会費の取り扱いに関する基準を定めることを目的とする。

### (賛助会費収納の目的)

第2条 会費の収納は、特定非営利活動法人福生市スポーツ協会定款の第3条に定める「広く一般市民を対象として、スポーツの振興、健康体力づくり、競技力の向上及びスポーツ文化に関する事業を行い、スポーツを通して健全な精神の涵養を図り、明るく健康的な社会の建設に寄与すること」を目的に、その活動財源として収納するものである。

### (会員の種類)

第2条 本会の会員は、団体会員、個人会員の2種とする。

### (入会)

第3条 会員になるには、本会定款を遵守の上、所定の様式の「入会申込書」に必要事項を記入し、会費を納入しなければならない。

### (会費)

第2条 会費等は、次の区分とする。

個人会員 1口：1,000 円、団体会員 1口：5,000 円とする。共に何口でも可。

### (会員の権利)

第5条 会費を納入した会員は、本会の広報誌に会員名を掲載し謝意を表す。

2 会員名簿は、総会において公表することができる。

### (その他)

第6条 この基準に定めのない事項について疑義を生じたときは、常務理事会に諮り決定するものとする。

附則 この基準は、平成8年4月1日より施行する

平成8年10月26日 理事会承認

附則 この基準は、平成17年4月1日より施行する

平成17年4月23日 理事会承認

附則 この基準は、平成20年5月1日より施行する

平成19年12月23日 福生市体育協会設立評議委員会の定款で承認

附則 この基準は、令和6年4月1日より施行する

本会の名称変更（福生市スポーツ協会）に伴い一部訂正

## 福生市スポーツ協会慶弔規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人福生市スポーツ協会(以下「本会」という。)の慶弔に関する範囲、支給額等必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員等)

第2条 この規程に定める役職員の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本会定款、第13条(1)及び2に定める役員
- (2) 本会定款、第20条に定める名誉会長、顧問、相談役、参与
- (3) 本会定款、第64条2に定める事務局職員
- (4) 本会会員の団体長

### (範囲及び基準)

第3条 役職員が次の各号に該当するときは、慶弔金又は見舞金を贈るものとする。

- (1) 死亡弔慰
  - ① 役職員が死亡したとき 弔慰金 10,000円・献花料 10,000円相当料
  - ② 配偶者が死亡したとき 献花料 10,000円相当料
  - ③ 子又は同居の父母が死亡したとき 献花料 10,000円相当料
- (2) 傷病見舞い  
役職員が傷病のため入院7日を越える状況にあるとき 10,000円
- (3) 災害見舞い  
役職員の住居が、災害により相当の損害を受けたとき 10,000円
- (4) 結婚  
役職員が結婚したとき 祝電又はメッセージ
- (5) 前各号のほか、特に必要と認める慶弔は、常務理事会が必要と認めたとき、慶弔の意を表することができる。

### (報告)

第4条 前条による該当者が発生した場合、加盟団体は速やかに事務局に報告する。

付 則 この規程は、平成8年12月1日から施行する。

平成8年11月30日 理事会承認

付 則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

平成11年3月6日 理事会承認

付 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

本会の名称変更(福生市スポーツ協会)に伴い一部訂正

## 福生市スポーツ協会表彰規程

### (目的)

第1条 本規程は、福生市スポーツ協会定款第11章雑則第67条に基づき、特定非営利活動法人福生市スポーツ協会（以下「本会」という。）の発展に寄与し、併せて福生市のスポーツの振興に尽くした加盟団体及びその構成チームあるいは構成員の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰)

第2条 表彰の種類は、団体表彰と個人表彰とする。

- (1) 団体表彰は、功績賞、特別功績賞及び感謝状とする。
- (2) 個人表彰は、功績賞、特別功績賞、功労賞、特別功労賞及び感謝状とする。

### (表彰基準及び対象)

第3条 表彰は、次の各号に該当するものに対して行う。

- (1) 功績賞は、福生市の代表として、競技成績が特に優秀であり、市民スポーツの高揚に寄与した功績が著しいもの。
  - (2) 特別功績賞は、次の号に該当するものに対して行う。
    - ① 東京都代表として、全国大会へ出場したもの。
    - ② 福生市の体育スポーツ振興に特に功績があった加盟団体。
  - (3) 功労賞は、スポーツの振興に尽力し、その功績が顕著なもの、若しくは地域スポーツ振興に尽くしたもの。
  - (4) 特別功労賞は、本会役員として、本会に貢献したもの。
  - (5) 感謝状は、本会の発展強化・スポーツの普及奨励のため寄付寄贈のあったもの及び賛助会員。
- 2 前項(1)号及び(2)号に定めるものには、表彰状及び記念品を贈る。
  - 3 前項(3)号及び(4)号に定めるものには、表彰状及び記念品を贈る。
  - 4 前項(4)号の在任年数は、別に定める。
  - 5 前項(5)号に定めるものには、表彰状及び記念品を贈る。

### (表彰の特例)

第4条 第3条の基準にかかわらず会長は、常務理事会及び理事会の承認を得て、被表彰者を推薦することができる。

### (表彰の時期)

第5条 表彰は、本会の総会又は市民総合スポーツ大会総合開会式において行う。

### (欠格事項)

第6条 第3条に該当するものであっても、表彰の趣旨に反すると認められた者の表彰は行わない。

(表彰審査)

第7条 本規程の主旨に従い、公平妥当な表彰の実施を図るため、常務理事会が審査し決定する。

2 常務理事会で決定した事項は、理事会の承認を得るものとする。

(選考手続)

第8条 第3条に規定する事項は、次の通りとする。

「団体」

福生市スポーツ協会加盟団体申告 ⇒ 常務理事会決定 ⇒ 理事会承認 ⇒ 表彰

「個人」

福生市スポーツ協会加盟団体推薦 ⇒ 常務理事会決定 ⇒ 理事会承認 ⇒ 表彰

福生市スポーツ協会会長推薦 ⇒ 常務理事会決定 ⇒ 理事会承認 ⇒ 表彰

附則 在任年数 第3条4号の在任年数は次の通りとする。

在任年数は、役員として換算12年以上を表彰対象とする。

事務局長又は事務局員は、年数にかかわらず退任時に表彰する。

在任年数は、一期単位で換算し累計できるものとする。

会長、副会長、理事長、常務理事	在任年数×6
会計監査・理事	在任年数×2
社員	在任年数×1

附則 この規程は、平成8年12月1日より施行する。

平成8年11月30日 理事会承認

附則 この規程は、一部訂正し、平成18年4月1日より施行する。

平成18年4月22日 理事会承認

附則 この規程は、令和6年4月1日より施行する。

本会の名称変更（福生市スポーツ協会）に伴い変更

## 福生市スポーツ協会会長選考委員会基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、特定非営利法人活動福生市スポーツ協会定款第14条第2項のうち会長の選任について、特定非営利活動福生市スポーツ協会会長選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

### (選考委員会の組織)

第2条 選考委員会は、理事会議決事項第1号正会員の所属部門により、それぞれ2人、計10人をもって組織する。

### (選考委員会の任務)

第3条 会長の選考は、役員改選年の3月末日までとする。

2 選考委員会の任務は、会長候補者を選考し、その結果を理事会に報告して承認を得るものとする。

### (選考委員会の役員)

第4条 選考委員会は、委員の互選により、委員長1人、副委員長1人を置く。

2 選考委員会の運営を円滑に進めるため、前回よりの選考委員を半数残すものとする。

### (委員の任期)

第5条 選考委員会の委員任期は、当該会長改選に伴い理事会において承認されるまでとする。

附則1 この基準は平成23年1月12日から施行する。

部 門	選考委員
第1部門 (屋外スポーツ A)	2名
第2部門 (屋外スポーツ B)	2名
第3部門 (屋内スポーツ)	2名
第4部門 (武 道)	2名
第5部門 (ニュースポーツなど)	2名

附則1 この基準は令和6年4月1日から施行する。

本会の名称変更（福生市スポーツ協会）に伴い変更

## 福生市スポーツ協会役員及び監事の選考基準

### (目的)

第1条 この基準は、特定非営利法人活動福生市スポーツ協会定款第14条第1項及び同上第2項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (会長の選任)

第2条 会長は、会長選考委員会が会長候補者を選考し、理事会において承認を得るものとし、総会において選任するものとする。

### (会長を除く役員の選任)

第3条 副会長及び専務理事並びに常務理事は、会長が推薦し、理事会において承認を得るものとし、総会において選任するものとする。

### (正会員の役員の選任)

第4条 正会員の役員(理事)は、各加盟団体長が推薦し、理事会において承認を得るものとし、総会において選任するものとする。

### (監事の選任)

第5条 監事は会長が推薦し、総会において選任するものとする。

附則 この基準は、平成23年1月12日から施行する。

附則 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

本会の名称変更(福生市スポーツ協会)に伴い変更